指定居宅療養管理指導事業者運営規程

(事業の目的)

第1条

- 1. 当薬局(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
- 2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

- 1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - 。 保険薬局であること。
 - 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - o 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - 。 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

- 1. 従業者について
 - 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - 。 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案 した必要数とする。
- 2. 管理者について
 - 常勤管理者 1 名を配置する。但し、業務に支障がない限り当薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

- 1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- 2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

- 1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月31日~1月3日)等を除く。
- 2. 通常、月、水、金曜日の午前9:00~午後19:30、火、木曜日の午前9:00~午後17:30、土曜日の午前9:00~午後1:00とする。(日曜日・祝休日)
- 3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、大河原町周辺区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

- 1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
- 処方せんによる調剤
- ・患者の状態に合わせた調剤上の工夫
- ・薬剤服用歴の管理
- ・薬剤等の居宅への配送
- ・居宅における薬剤保管・管理に関する指導
- 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- 薬剤の重複投与、相互作用等の回避

- ・ADL、QOL 等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- 病態と服薬状況、残薬及び過不足薬の確認と指導
- ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置 その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄 に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

第8条

- 1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
- 2. 前1項の支払を受ける額のほか、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において居宅療養管理指導を 行う場合、その地域が厚生労働大臣の定める中山間地域、特別地域であるときは、利用料金に 1 回につ き中山間地域 5%、特別地域 15%の割増料金が加算される。
- 3. 利用料については、居宅療養管理指導の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費 用について文書で説明し、同意を得ることとする。
- 4. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条

居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に 連絡する。また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため以外に身体拘束は行わない。行う場合 にはその様態及び時間、心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

- 1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質 の保証ができうる業務態勢を整備する。
- 2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3. 感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その指針を整備し、従業 員の研修及び訓練を定期的に実施します。
- 4. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくな った後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を 用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 6. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定 めるものとする。

本規程は令和7年4月1日より施行する。

介護保険サービス提供事業所について

当薬局は介護保険サービス提供事業者であり、当事業者の介護保険に関する取り扱いは以下のとおりです。

- 1. 提供するサービスの種類 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導
- 2. 営業日及び営業時間 運営規定第5条の営業日及び営業時間に準ずる
- 3. 利用料金
 - ① 1日のうち、1つの建物の中の1人に行う場合 518円/回(1割)
 - ② 1日のうち、1つの建物の中の2~9人に行う場合 379円/回(1割)
 - ③ 1日のうち、1つの建物の中の10人以上に行う場合 342円/回(1割)
 - ④ 情報通信機器を用いて行う場合 46円/月1回(1割)
 - ※麻薬薬剤管理の必要な方は 100 円/回、医療用麻薬持続注射療法の必要な方は 250 円/回、 中心静脈栄養療法の必要な方は 150 円/回が加算されます。(自己負担割合が 1 割の場合)

ただし、その地域が厚生労働大臣の定める中山間地域、特別地域であるときは、利用料金に 1 回につき中 山間地域 5%、特別地域 15%の割増料金が加算されます。

> 介護事業者番号 0442240628 仙台調剤薬局 大河原西店